

# 大分県報

令和三年  
第一八七号  
三月五日

（金曜日）

## 目次

### 告示

- 液化石油ガス販売事業者の保安の確保の方法等の認定……………一  
土地改良区の定款変更認可……………一  
森林病虫害等防除法第三条第一項第四号の規定による地上散布を行う区域及び期間……………一  
森林病虫害等防除法第三条第一項第五号に掲げる命令の内容となる事項……………二  
森林病虫害等防除法第五条第二項の命令の内容となる事項……………二  
大分県土地利用基本計画の変更……………三  
選挙管理委員会告示……………三  
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………三  
訓令 甲……………四  
大分県公文書館公文書等収集保存規程の一部改正……………四

### 告示

- 大分県告示第六十号……………一  
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第三十五条の六第一項の規定に基づき、次の液化石油ガス販売事業者の保安確保機器の設置及び管理の方法が経済産業省令で定める基準に適合していることを認定した。  
令和三年三月五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

令和三年三月五日

氏名又は名称	代表者の氏名	所在地	認定年月日
双国ガス株式会社	代表取締役 川上 俊作	国東市国見町伊美二二五〇番地一	令三・二・一〇

### 大分県告示第六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。  
令和三年三月五日

土地改良区名	所在地	認可年月日
内植田土地改良区	大分市	令三・二・二二

### 大分県告示第六十二号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第四号に掲げる命令の内容となる事項を次のように公表する。  
なお、当該区域内において松林を所有する者で不服のあるものは、この告示の日から二週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。  
令和三年三月五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

### 一 区域及び期間

#### 1 区域

佐伯市、杵築市及び国東市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森との共生推進室及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）。

#### 2 期間

令和三年四月一日から同年六月三十日まで

### 二 森林病虫害等の種類

松くい虫

大分県報（告示）

三 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上からの薬剤による防除を実施すること。

四 命令をしようとする理由

一の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、三の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、一の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

五 その他必要な事項

1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を三に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。

3 知事は、三に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、一の二に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

4 知事は、三の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合、その者が受けることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

大分県告示第百六十三号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第五号に掲げる命令の内容となる事項を次のように公表する。

なお、当該区域内において伐採木等を所有する者で不服のあるものは、この告示の日から二週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

令和三年三月五日

一 区域及び期間

1 区域

大分県全域

大分県知事 広 瀬 勝 貞

2 期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。）は、松くい虫を駆除した後でなければ、当該伐採木等が所在する市町村の区域を越えて移動させてはならない。ただし、森林害虫防除員が当該伐採木等を、当該伐採木等が所在する市町村の区域を越えて移動して駆除することが適当であると認めたとした場合を除く。

四 命令をしようとする理由

一の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、三の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、一の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

大分県告示第百六十四号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同法第五条第二項の規定による特別伐倒駆除命令の内容となる事項を次のように公表する。

なお、当該区域内において森林又は樹木等を所有し、又は管理する者で不服のあるものは、この告示の日から二週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

令和三年三月五日

一 区域及び期間

1 区域

杵築市及び国東市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森との共生推進室及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）。

2 期間

令和三年四月一日から同年五月三十一日まで

二 森林病害虫等の種類

大分県知事 広 瀬 勝 貞

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び破砕又は当該樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）を行うこと。

四 命令をしようとする理由

一の1に定める区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、三の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

五 その他必要な事項

1 三に掲げる措置について、森林害虫防除員の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置について、破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが六ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合は、十五ミリメートル）以下になるように破砕を行うこと。

3 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を三に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。

4 知事は、三に掲げる松林を所有し、又は管理する者が、一の2に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行方見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

5 知事は、4の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合、その者が受けることとなるべき損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

大分県告示第百六十五号

国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第一項の規定により、令和三年二月十五日、次のように大分県土地利用基本計画の一部を変更した。

なお、変更した大分県土地利用基本計画図は、大分県土木建築部都市・まちづくり推進課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年三月五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県土地利用基本計画図の変更

一 次の市町における都市地域の拡大

別府市及び玖珠郡玖珠町

二 次の市における都市地域の縮小

大分市

三 次の市における農業地域の拡大

大分市

四 次の市における農業地域の縮小

大分市及び中津市

五 次の市における森林地域の縮小

臼杵市

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による令和三年三月一日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和三年三月五日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一九、二一五人

二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合

にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

二二〇、〇九一人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

大分市 一三二、三九五

別府市 三二、一〇三人

中津市 二二、九七四人

日田市 一七、九七九人

佐伯市 二〇、〇七六人

臼杵市 一〇、八七一人

津久見市 四、九七五人

竹田市 六、一一四人

豊後高田市 六、二八八人

杵築市 八、一三八人

宇佐市 一五、四三五人

豊後大野市 一〇、〇八五人

由布市 九、四九一人

国東市・姫島村 八、五三五人

日出町 七、八五六人

九重町・玖珠町 六、九三一人

○訓令甲

大分県訓令甲第二号

大分県公文書館公文書等収集保存規程（平成七年大分県訓令甲第二号）

本庁 地方機関 の一部を次のよう

に改正する。

令和三年三月五日

大分県知事 広瀬 貞

別記様式中「~~別府~~」を「~~別府~~」に改め、「~~別府~~」を削り、「~~別府~~」を「~~別府~~」に改める。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。